毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目　次

規　則
○秋田県行政組織規則の一部を改正する規則（四六・総務課）

規　則

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年七月九日

秋田県知事　寺　田　典　城

秋田県規則第四十六号

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県行政組織規則（昭和五十六年秋田県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条の表秋田県建設工事紛争審査会の項の次に次のように加える。

秋田県事業認定審議会	土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の七第一項の規定による同法の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議に関する事務	建設交通部	建設管理課

第十四条に次の一項を加える。

2　秋田県個人情報保護審査会は、前項に規定する事務のほか、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九第一項の規定により置かれる本人確認情報の保護に関する審議会として、同条第二項の規定による同法の規定によりその権限に属させられた事項及び本人確認情報の保護に関する事項の調査審議並びにこれらの事項についての知事に対する建議に関する事務を担任する。

附　則

この規則中第十四条の表の改正規定は平成十四年七月十日から、同条に一項を加える改正規定は同年八月五日から施行する。

発行者　秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金　一月三千五百円

印刷所　秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社　松原印刷社
電話(862)八七六六　FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp
印刷者　秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄

R100
古紙配合率100%